

第 200 回 大阪市入札等監視委員会

指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託」(大阪港湾局)にかかる調査報告

令和6年5月 22 日

契 約 管 財 局

1 指定案件

根拠規程に基づき、委員長が次の事案を指定

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」

委託種目 : 海上輸送

契約相手方 : 昭陽汽船株式会社

契約金額 : 8,019 万円（税込）

契約日 : 令和 5 年 3 月 31 日

随意契約根拠 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

事業概要 : 大阪港淀川河口付近に迷い込んだ鯨が死んだことが確認されたためこの処分を行うものである。

①淀川河川区域内から鯨死骸を本市指定係留場所へ曳航。②海面からの死骸をクレーンで吊り上げ作業用バージ（ガス抜き作業用（内臓等摘出））への積み込み。③ガス抜き終了後、回航用の底開バージ船への積み替え並びにコンクリート方塊等のおもりの取り付け。④底開バージを海洋沈下場所までの曳航。⑤本市指定位置到達後、海洋沈下処理を図るもの。

（鯨死骸海上運搬処理業務委託仕様書より）

※根拠規程：大阪市入札等監視委員会開催運営要領 第 3 担任事務

(20) その他委員長が指定した事案について報告を受け、意見の具中を行うこと

2 指定日

令和 6 年 2 月 15 日

3 指定理由

当該案件は、度重なる報道がなされ、社会的影響が大きいものであり、本市職員の対応が指摘されるなど、当該案件の契約事務手続きの適正性に疑義があるため。

※入札等監視委員会の趣旨

委員会は、第三者の公平中立な立場から、入札及び契約の過程並びに契約の内容等について調査審議を行い又は報告を受け、入札及び契約の事務手続きにおける公正性、透明性及び競争性の向上、適正な契約の履行確保、恣意性の排除、入札談合など不正行為の防止、不良不適格業者の排除並びに不当圧力の阻止など、入札及び契約の公正な執行を図ること、及び指定管理者制度の運用について調査審議を行い、指定管理者制度の適正な運用を図ることを目的とするものである。（大阪市入札等監視委員会開催運営要領 第 2 委員会の趣旨）

4 調査概要

調査期間：令和 6 年 2 月 19 日から同年 4 月 26 日まで

調査手法：契約手続きにかかる資料の確認・関係職員へのヒアリング（任意調査）

5 判明した事案の概要

別紙 1（事案の経過）

別紙 2（本市試算推移表） ※大阪港湾局作成

別紙 3（事業者積算推移表）

別紙 4（契約事務手続きの経過）

別紙 5（調査の経過）

※本報告は、調査期間に確認した資料等に基づく

6 総括

クジラの死骸の処理にあたり、事業者等との打合せ内容などから、「鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性がある」（随意契約理由書より）とし、「災害時における契約事務ガイドライン」に準ずるものとして考え、予見不可能な業務で即時の対応が求められる業務として実施するため、指示書による業務の指示等を行うという手続きについて、入手した資料等からは、その考え方を否定するものはなかった。

しかし、一方で、契約金額交渉期間中における関係業者等との会食といった公正契約職務執行マニュアルの禁止事項に抵触する行為や、直接当該マニュアルに禁止事項として明記されていないものの本件委託事業者に勤務する元職員（以下、「本件委託事業者担当者」という。）へ酒類を提供した行為、契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応、根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成、支出決定決裁にかかる事務専決規程の適用誤り、契約事務審査会での審議における審議資料が不十分であることなど問題となる事項が確認された。

以下、入札等監視委員会の所掌する「契約事務手続きの適正性」の観点から問題となる事項を整理するとともに、先般公表された令和 6 年 4 月 26 日付け大監第 3 号「住民監査請求について（通知）」（以下、「住民監査請求の結果」という。）で指摘されている「財務会計上の行為等」についても確認を行った。また、いずれにも属さない事項等についても「その他」として、問題となる事項を整理している。

7 確認された問題となる事項

〔契約事務〕

（1） 本件委託事業者に勤務する元職員への酒類の提供

〈確認された事項〉

- ・大阪港湾局職員 A が、本件委託事業者担当者に渡す意図で本件委託事業者の代表者に酒類を手渡したことが確認された。
- ・当人は、「業者側に贈ったものではなく、元同僚に対する労いの意味で、時間休を取得し、2 千円程度の酒を自費で差し入れたもの」と述べている。
- ・また、大阪港湾局長はこの件について「お礼、ねぎらいの趣旨で、休んで自費で持って行ったので、社会通念上の儀礼の範囲と思っていた」と述べている。

〈見解〉

- ・契約相手方に酒類を提供する行為は、「公正契約職務執行マニュアル」において禁止事項とはされてはいないものの、市民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むべきである。当該マニュアルの趣旨に鑑みると市民の疑惑や不信を招く行為であり、報道等による社会的影響を勘案すると適正であったとは言えない。

(2) 関係業者等との会食

〈確認された事項〉

- ・大阪港湾局職員 B が、本件委託事業者担当者と令和 5 年 1 ～ 3 月の本件における交渉期間中に 2 回程度、会食を行ったことが確認された。
- ・当人は、「仕事で特に関係があるわけではなく、元同僚として付き合っただけ」と述べている。
- ・また、大阪港湾局長はこの件について「後で知ったが、なぜそのようなことをしたのかと思った。」と述べている。

〈見解〉

- ・「公正契約職務執行マニュアル」において、関係業者等との会食は禁止事項とされており、当該マニュアルの規定に抵触するものとして不適正である。
- ・会食を禁止する目的は、関係業者との接触を制限し、市民に業者との癒着の疑惑を抱かれないようにするためであり、管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。しかし、所属の計理・契約事務を所管する立場でありながら、契約金額にかかる交渉期間中に本件委託事業者担当者と会食を行ったことは、その職責における自覚が欠如していると言わざるを得ない。

(3) 契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応

〈確認された事項〉

- ・職員 B が、交渉の担当者ではないにもかかわらず、契約金額の交渉期間中に本件委託事業者担当者へ交渉に用いる本市試算額を事前に伝えていたことが確認された。
- ・本件委託事業者から提出のあった見積書の根拠確認のために交渉の担当である海務課が本件委託事業者に求めた質問整理表について、職員 B が本件委託事業者担当者へ回答不要と発言をしたことが確認された。
- ・以上について、当人は、「参考程度に本市の積算額を伝えた」、「冗談で質問整理表を回答しなくていいと言ったかもしれない」と述べている。
- ・また、職員 B は、令和 5 年 3 月 27 日の事業者との価格交渉をする最終的な協議の場において、あたかも契約相手側に立って、説明責任を意識した積算の議論よりも本件委託事業者が合意できる金額に近づけるための議論に終始していることが確認される（主な発言例以下のとおり）。

- ▶「タグ下げたら８０００万切るよ。８０００万上回っという方がええんちゃいますかね。感覚的には。」と発言したこと。
- ▶本件委託事業者代表者への最終的な価格提示の前に大阪港湾局長に確認を取らなければ戻れなくなるとの本市担当者の発言に対し「戻らんでええやん。」と発言したこと。

- ・これらの職員Ｂの対応について、大阪港湾局長は、「やむに已まれない状況の中で前に進めたいという行為だと思うが、やり方として踏み込みすぎている、やりすぎていると思う。」と述べている。

〈見解〉

- ・上記のような行為は、「公正契約職務執行マニュアル」において禁止事項とはされていないものの、関係業者との関係や契約金額交渉の適正性において市民の疑惑や不信を招くような行為であることは明らかであり、所属の計理・契約事務を所管する立場としての言動として相応しいものではないことから、不適正と言わざるを得ない。

(4) 根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成

〈確認された事項〉

- ・本件は、クジラの死骸の海上運搬処理という特殊な業務であり、かつ緊急性を要したことなどから、契約にあたり積算された予定価格においては、積算基準のみでの積算は困難であり、80,630,000 円うち 71,786,000 円と約 9 割が本件委託事業者の見積を採用したものであることが確認された。
- ・業務委託設計書（金入り）が必要となる事業請負契約請求が令和 5 年 3 月 30 日付で行われていることから、その時点で予定価格が決定されており、同日付で本件委託事業者より事業請負申込書の提出があり、令和 5 年 3 月 31 日に契約締結されている。しかし、契約締結後の令和 5 年 4 月 2 日に本件委託事業者から見積書の一部（曳航水葬作業の費用：28,534,750 円）が提出された事実が確認されたことから、積算の根拠となる見積書の一部が存在しないまま予定価格を決定したことが確認された。
- ・大阪港湾局職員Ｃは、「事業者との 3 月 27 日の協議の中で合意した内容が事業者からの見積書として出ていないため、依頼をした。（中略）4 月に入ってから事業者から見積書を受けていたことから、3 月 27 日に事業者と合意していた内容は書類上は存在していなかったため、契約時点では書類による確認はできていなかった。」と述べている。
- ・大阪港湾局職員Ｄは、「契約以前の 3 月 27 日に事業者と協議をした際、曳船に関して見積の修正について相手と話をしており、それを踏まえた内容で修正した見積を出してもらうこととなっていた。（中略）4 月となり年度が変わっても事業者からもらえていない状況であった。差し替えをできていないままだったので、後付けとなったが、修正した見積書を出してもらった。」と述べている。

- ・また、業務委託設計書（金入り）の作成にあたっては、意思決定にかかる決裁文書の存在が確認されず、本来なされるべき照査の記録がない業務委託設計書（金入り）のみが保管されている状況が確認された。
- ・職員Cは、「意思決定の方法としては、通常、書類の押印ではなく、別で決裁を行っているもの。本件も同様の取り扱いをするべきだが、局長までの意思決定の決裁はとっていない。（中略）照査という形にはなっていないが、職員Dに確認はしてもらっている。」と述べている。

〈見解〉

- ・本件委託事業者の見積価格の当否を検討し、適正な契約を行うための基準となる予定価格について根拠資料の一部が不足する中で照査の記録なく決定する行為や、その意思決定にかかる公文書（決裁文書）の存在が確認されない状態であることは、不適正と言わざるを得ない。

(5) 支出決定決裁（支出負担行為決議）にかかる事務専決規程の適用誤り

〈確認された事項〉

- ・事業の実施決定や契約締結等の決裁については、大阪港湾局長を決裁権者として完了しているものの、本件契約の締結完了後に行われた、支出決定決裁（支出負担行為決議）においては、大阪港湾局長専決にもかかわらず、「経営改革課長」を決裁権者として完了していることが確認された。

〈見解〉

- ・「市役所課長等専決規程」第5条第1項第1号により、予算又は物品に関する事務を所管する「課長」の専決できる事項は、「配当及び配付予算の範囲内における定例確定的経費又は1件1,000,000円以下の定例の経費の支出決定に関すること。」と規定されている。また、「大阪市事務専決規程」第17条の3第1項第6号により、人事又は予算に関する事務を所管する「部長」の専決できる事項は、「配当及び配付予算の範囲内における1件5,000,000円以下の定例の経費の支出決定に関すること。」と規定されている。「部長」の専決できる範囲を超える場合には、基本的には「大阪市事務専決規程」で定義する局長の専決となる。
- ・大阪港湾局では、「大阪市事務専決規程」における専決権限について「大阪港湾局長専決権の一部委譲に関する内規」において、「経営改革課長の専決できる事項」として「1件5,000,000円以下の経費の支出決定に関すること」、「総務部長の専決できる事項」として「1件20,000,000円以下の経費の支出決定に関すること」と規定しており、「総務部長」の専決できる範囲を超える場合には、基本的には大阪港湾局長の専決としている。
- ・本件は、総務部長の専決できる範囲の20,000,000円を超える経費（80,190,000円）の支出決定であることから、本来は大阪港湾局長専決にもかかわらず、支出を決定した決裁は「経営改革課長」を決裁権者として完了しており、「大阪市事務専決規程」等の適用を誤っているため、不適正と言わざるを得ない。

(6) 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分

〈確認された事項〉

- ・提供された契約事務審査会（令和5年1月31日開催）議事録及び審議資料によると、随意契約理由書（案）及び業務委託仕様書を審議資料として審議されていた様子であったが、随意契約理由や本件委託事業者の選定理由を客観的に証明する根拠資料がないことが確認された。

〈見解〉

- ・大阪市契約事務審査会運用指針においては、契約の必要性及び契約方法に関すること並びに随意契約を行う場合における本件委託事業者の選定に関することが契約事務審査会の所掌事務とされている。随意契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約理由があり、十分に説明されているかを審議するとされ、随意契約理由の客観性を確保するため、その根拠となる資料等により、業者選定に恣意性のないことを確認することと定めている。
- ・大阪港湾局の「事務フローチャート（緊急による5号随意契約＝発生報告書）」によると、まず発生報告書の書面審議により本件委託事業者及び選定方法等を審議し、発注後に随意契約理由書の審議を行うとしている。これは、業者決定及び発注を速やかに行うために必要最低限の内容が盛り込まれた発生報告書によって審議し、発注後に改めて随意契約理由書の審議を行うことにより説明責任を果たそうとしていると推測される。
- ・これを本件にあてはめると、発生報告書の書面審議が令和5年1月16日付けでなされている。発注後の令和5年1月31日には、随意契約理由書の審議がなされているが、随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が審議資料として盛り込まれている形跡がないため、説明責任を果たすための審議資料として不十分である。

〔財務会計上の行為等（住民監査請求の結果）〕

令和6年4月26日付け大監第3号「住民監査請求について（通知）」の「5 判断」によると、大きく次の(1)～(6)の6つの論点で判断していることから、本報告では、その6つの論点に沿う形で、入札等監視委員会の所掌を踏まえ整理した。

(1) 鯨死骸処理に向けた事前準備等について

(2) 処分方法を「海洋沈下」としたことの妥当性について

これらは直接的に入札契約事務に関する論点ではないので、調査の対象外とする。

(3) 本件随意契約の適法性について

令和5年1月15日～17日の事業者等との打合せ内容などから、指定案件の随意契約理由「鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性があることから、極めて早急に実施する必要がある」や、予見不可能な業務で即時の対応が求められるものとして「災害時における契約事務ガイドライ

ン」に準ずる考えに則り実施したことは、入手した資料等からは、その考え方を否定するものはなかった。

(4) 比較見積及び事前の契約書作成を行わなかったことの妥当性について

比較見積及び事前の契約書作成を行わなかったことは、上記（３）のとおり「災害時における契約事務ガイドライン」に準ずる考えに則り実施したことは、入手した資料等からは、その考え方を否定するものはなかった。

一方で、住民監査請求の結果で疑義が残ったと指摘する、令和５年１月３１日実施の契約事務審査会において、随意契約理由の客観性を確保するため、その根拠となる資料等により、業者選定に恣意性のないこと、対外的に説得力を持った内容であるかを、どのように審議したのかといった点は、前述「(6) 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分」で指摘しているとおり、説明責任を果たすための審議資料としては不十分である。

(5) 本件委託業者に対する不当利得返還請求権の有無について

(6) 職員個人の本市に対する損害賠償責任の有無について

これらは直接的に入札契約事務に関する論点ではないので、調査の対象外とする。

[その他]

(1) 公文書の管理

- ・事務事業の実施決定、業務委託設計書（金入り）の作成、事業所管課（海務課）から契約所管課（経営改革課）への事業請負契約請求において、本来作成されているべき決裁文書が確認できなかった。
- ・「『鯨死骸海上運搬処理業務委託』に係る経費の支出について」（令和５年３月２８日起案）、「請負第１５３７号 鯨死骸海上処理業務委託にかかる経費の支出について」（令和５年３月３１日起案 執行伺決議）などについて、根拠となる資料の添付がないなど、意思決定の内容が不明確である。また、「『鯨死骸海上運搬処理業務委託』に係る経費の支出について」（令和５年３月２８日起案）が事業実施の意思決定という整理である場合には、本件委託事業者からの当初の見積書徴取後速やかに回議を行うなど、早い段階で意思決定を行うべきであったと考える。
- ・作成された決裁文書は、文書分類表に定められた簿冊名称に従い作成した簿冊に編集することとされているが、文書分類表に定められた簿冊ではない１冊のファイルにその他の関係資料とともに編綴され、一部は別の簿冊に編綴されるなど、正しく編集されていない状況にあり、公文書の管理が適正に行われていなかった。

(2) 組織マネジメント

- ・本件委託事業者に対し所属として統一的な対応がとれていないこと、指定案件に係る調査への大阪港湾局の対応が断片的な説明や複数回にわたる資料の提出などの状況であったこと、指定案件とは直接かわりのない職員による関係業者等と

の会食が確認されたことなどを勘案すると、コンプライアンス意識も含めた組織マネジメント全体について改善に向けた取組が求められるところである。

8 結び

以上、大阪市入札等監視委員会開催運営要領に基づき、指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）の調査結果をご報告いたしますので、ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
1月9日(月)	クジラ発見	
1月13日(金)	クジラ死亡確認	
1月13日(金)	職員 A から本件委託事業者に連絡	本件委託事業者に勤務する元職員に電話にて履行可否を確認 職員 A から職員 C に引継ぎ
1月13日(金)	クジラの処分方法の決定及び本件委託事業者の決定	海務課として、クジラの処理方法を海洋投棄に、本件委託事業者を昭陽汽船(株)に決定
1月15日(日)	本件委託事業者等との打合せ	履行可否の打合せ 海務課職員が概算費用を尋ねたところ、450t吊りクレーン付き台船を使用する想定で本件委託事業者と再委託事業者で各々約1,000万円との発言あり
1月16日(月)	契約事務審査会	大阪港湾局業務委託発生報告書にて、契約相手方や選定方法等を書面審議
1月16日(月)	本件委託事業者等との打合せ	クジラの吊り上げ対応等の打合せ
1月17日(火)	市長・副市長による意思決定	他海域（紀伊水道沖）への移動、海底沈下という処理方法を決定
1月17日(火)	緊急業務委託施工指示書の交付（大阪港湾局から本件委託事業者）	緊急業務委託施工指示書の交付
1月17日(火)	緊急業務委託施工請書の提出（本件委託事業者から大阪港湾局）	緊急業務委託施工請書の大阪港湾局への提出
1月17日(火)	再委託承諾申請書の提出（本件委託事業者から大阪港湾局） 再委託承諾書の交付（大阪港湾局から本件委託事業者）	申請を受け、本件委託事業者が 4 者へ再委託することを承諾
1月17日(火)	本件委託事業者等との打合せ	作業手法等の打合せ 海務課職員が見積提出を依頼したところ、本件委託事業者から「超概算となるが、総事業費は税抜き6,000万円」との発言あり
1月19日(木)	クジラ水葬	紀伊水道沖にて沈下処理
1月23日(月)	職員 A が本件委託事業者に勤務する元職員にお酒を差し入れ	職員 A が本件委託事業者の事務所を訪問し、酒類を提供
■ 1月25日(水)	8,625万円の見積書の受領 （本件委託事業者に勤務する元職員から職員 C 等へメール）	本件委託事業者に勤務する元職員からのメールには「口頭で6,000万円と伝えておりましたが、添付のとおりとなりました」との記載あり

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
1月26日(木)	1月25日に本件委託事業者から提出のあった見積書に対する職員 B の感想（職員 B から職員 C 等へメール）	職員 B からのメールには「どう考えても単価を上げすぎです」などの記載あり
□ 1月26日(木)	本市試算と本件委託事業者見積の比較 （職員 C から職員 D へメール）	本市試算額：2,068万円 本件委託事業者見積額：8,625万円
1月30日(月)	本件委託事業者との協議（1回目）	本件委託事業者の見積金額について交渉
1月31日(火)	契約事務審査会	随意契約理由書の審議
2月頃	本件委託事業者に勤務する元職員との会食	職員 B 等と本件委託事業者に勤務する元職員との会食
■ 2月1日(水)	8,113万円に見直した見積書の受領 （本件委託事業者に勤務する元職員から職員 C 等へメール）	1月30日の本件委託事業者との協議（1回目）の結果、見積額を見直し 本件委託事業者見積額：8,113万円
2月2日(木)	本件委託事業者との協議（2回目）	本件委託事業者と見積金額について交渉
2月5日(日)	1月13日からの本件委託事業者等との協議等の経過メモの共有 （職員 E から職員 C 等へメール）	本件委託事業者に勤務する元職員から「港湾局職員より『幾ら費用が掛かっても良いからやってくれ』と言われている」との記載あり
□ 2月6日(月)	3,924万円に本市試算を見直し （職員 F から職員 E 等へメール）	2月2日の本件委託事業者との協議（2回目）の結果や職員 D の指摘等を踏まえ、本市試算額を見直し 本市試算額：3,924万円
2月7日(火)	本件委託事業者への質問整理表作成	大阪港湾局長の細かく見積精査することや記録としてそれを残すことといった意見を踏まえ、本件委託事業者への質問事項を整理
2月13日(月)	本件委託事業者代表者等への質問整理表に関する事前説明	質問整理表の送付にあたり、本件委託事業者代表者等に対して事前に説明 （職員 D、職員 C、職員 E から本件委託事業者代表者等に説明）
2月13日(月)	他事業者の見積収集の指示 （大阪港湾局長から職員 D 等へメール）	比較考量のため、仮に海洋土木業者に委託した場合の見積を収集するよう指示
2月13日(月)	本件委託事業者への質問整理表の回答依頼 （職員 E から本件委託事業者に勤務する元職員等へメール）	見積内容を精査するため、送付
2月16日(木)	他事業者へのヒアリング	A 社
2月17日(金)	他事業者へのヒアリング	B 社、C 社

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
2月20日(月)	本件委託事業者から質問整理表の回答 (本件委託事業者から勤務する元職員から職員 E 等へメール)	質問事項に対する回答 (一部未回答あり) の提出あり
2月21日(火)	他事業者 (D社) から見積を受領 (他事業者から職員 E 等へメール)	
■ 2月27日(月)	8,340万円に見直した見積書の受領 (本件委託事業者から勤務する元職員から職員 C 等へメール)	質問整理表の回答に伴い、見積額を見直し 本件委託事業者見積額：8,340万円
□ 2月28日(火)	3,751万円と4,774万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 F 等へメール)	本市試算を見直し 本市試算額：(案 1) 3,751万円 (案 2) 4,774万円
□ 2月28日(火)	3,782万円と4,796万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：(案 1) 3,782万円 (案 2) 4,796万円
2月28日(火)	本件委託事業者見積と本市試算との相違点の提示 (職員 D から職員 C 等へメール)	本件委託事業者の見積に対する本市試算の考え (見積との相違点) の提示
□ 3月1日(水)	3,774万円と4,752万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	本市試算を見直し 本市試算額：(案 1) 3,774万円 (案 2) 4,752万円
□ 3月3日(金)	3,774万円と4,763万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	本市試算を見直し (3 月 1 日の本市試算のうち (案の 2) の見直し) 本市試算額：(案 1) 3,774万円 (案 2) 4,763万円
3月3日(金)	職員 B からのクジラ処理に関する申し出 (職員 B から大阪港湾局長等へメール)	今までの協議状況を大阪港湾局長に報告し、職員 B 自身が本件委託事業者との交渉に入ること を伝達
3月3日(金)	3 月 3 日の職員 B の申し出を受けた大阪港湾局長の回答 (大阪港湾局長から職員 B 等へメール)	大阪港湾局長のメールには、「わかりました。よろしくお願いします。」との記載あり
3月5日(日)	3 月 3 日の職員 B の申し出を受けた対応の進言 (職員 G から職員 D 等へメール)	3 月 3 日の職員 B の申し出を問題視し、これまで進めてきた内容などを大阪港湾局長へ説明 するよう進言
3月6日(月)	3,774万円と4,763万円の 2 案の本市試算の職員 B 等への共有 (職員 C から職員 B へメール)	本市試算として、現在のところ3,774万円であり、根拠資料の確認ができれば4,763万円とい う考えを共有
3月 6 日頃	本件委託事業者との契約金額に関する意見交換	大阪港湾局長、職員 D、職員 B、職員 C の 4 名による契約金額に関する意見交換
3月10日頃	職員 B からの職員 C、職員 H への試算依頼	職員 C、職員 H に対して、7,000万円くらいで試算をするよう依頼
□ 3月10日(金)	7,201万円に本市試算を見直し (職員 H から職員 D 等へメール)	本件委託事業者の見積を一部採用し、本市試算を見直し 本市試算額：7,201万円

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
3月14日(火)	法律相談（1回目）	弁護士からは、市積算基準適用すべき、ADR等の活用検討、供託の可否の法務局への勧奨等の助言あり
□ 3月14日(火)	5,974万円に本市試算を見直し （職員 H から職員 C 等へメール）	市積算ベースで換算するなど、本市試算を見直し 本市試算額：5,974万円
□ 3月14日(火)	5,403万円に本市試算を見直し （職員 H から職員 C 等へメール）	一部費用を除くなど、本市試算を見直し 本市試算額：5,403万円
□ 3月15日(水)	3,699万円に本市試算を見直し （職員 E から職員 C 等へメール）	未確認の作業等を計上しないなど、本市試算を見直し 本市試算額：3,699万円
3月15日(水)	職員 B からのクジラ処理に関する申し出 （職員 B から大阪港湾局長等へメール）	7,000万円をベースに外向きに耐えうる根拠を積み上げるしかないと海務課・職員 H に伝えた旨や今後は交渉の場に入らない旨を伝達
3月15日(水)	3月15日の職員 B の申し出を受けた大阪港湾局長の対応 （大阪港湾局長から職員 D 等へメール）	どう積算しても7,000万円近くに積み上げることはできないという判断でよいか確認 訴訟になっても譲れないということになるが、負ける訴訟はするべきでないと伝達
□ 3月16日(木)	4,504万円と5,479万円の 2 案に本市試算を見直し （職員 F から職員 E 等へメール）	本市積算を見直し 本市試算額：（案 1）4,504万円 （案 2）5,479万円
3月16日(木)	大阪法務局に供託可否を確認	本市側から弁済を提供しておらず、債権者も受領できる状況であるため、供託不可との返答
3月20日(月)	職員 B と本件委託事業者代表者の面会	交渉がうまくいかないなか、本件委託事業者代表者の怒りを鎮めるような趣旨で面会
3月20日(月)	本件委託事業者との協議（3回目）	本件委託事業者から「本日、職員 B が本件委託事業者代表者に鯨処理業務の担当から外れたことについて詫びに来ていた。その際、本市積算の契約金額が4,700～4,800万円とお聞きした」「職員 B から質問整理表への回答は不要とお聞きした」「総額7,500万円～7,600万円が妥当金額」との発言あり 本件委託事業者から「クジラ死骸処分の関する大阪港湾局と昭陽汽船の交渉経緯（報告）」の提出あり
3月23日(木)	職員 C と大阪港湾局長等とのクジラ処理費用に関するやり取り	職員 C が本件委託事業者に勤務する元職員に電話連絡した際のやり取りを共有 職員 C のメールには、「職員 B の言っていた7,000万円以上なら、会長がどのように判断するかわからないが合意できる可能性はある」「7,000万円未満であれば話も聞かないと思われる」「来週の月曜日に会長が出社するので、そのタイミングでどうするのか決めてほしい。この話が決裂すれば、市長へ手紙を出すことや議員に連絡することなど検討している」などの記載あり

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
□ 3月23日(木)	6,325万円に本市積算を見直し (職員 H から職員 D 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：6,325万円
□ 3月24日(金)	7,079万円に本市積算を見直し (職員 F から職員 D 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：7,079万円
3月24日(金)	法律相談 (2回目)	弁護士からは、本市積算基準で積算すべき、市長に方針を確認したほうがよいのではないかと の助言あり
3月24日(金)	法律相談を踏まえた打合せ	法律相談を踏まえ、職員 I、職員 J、職員 D、職員 C、職員 E で打合せを実施 大阪港湾局長の判断を仰ごうと試みるが、海外出張中のため連絡つかず
3月25日(土)	職員 D からの大阪港湾局長の連絡の伝達 (職員 D から職員 I 等へメール)	職員 D のメールには、「局長より、月曜日は最大限努力する形で調整するよう連絡がありま した。和解のスタンスです」との記載あり
3月25日(土)	職員 B からの 3 月27日の協議に関する申し出 (職員 B から大阪港湾局長等へメール)	職員 B のメールには、「せめて7,500万円以上、できれば8,000万円で持っていくべきと思っ ています」との記載あり
3月27日(月)	大阪港湾局長と本件委託事業者代表者との協議	大阪港湾局長から本件委託事業者代表者へ7,500万円で金額を示したところ、根拠がわから ないと判断できないとの発言があり、午後から改めて事務的に協議することとなる
3月27日(月)	他事業者への6,000PS級以上の曳航費調査の共有 (職員 E から職員 D 等メール)	法律相談 (2 回目) の弁護士の意見を踏まえた調査 (速報)
□ 3月27日(月)	7,285万円に本市積算を見直し (職員 H から職員 D 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：7,285万円
3月27日(月)	本件委託事業者との協議 (4 回目)	職員 D、職員 C、職員 B と本件委託事業者に勤務する元職員等の間で金額の合意に至る
3月28日(火)	本市試算の増加要素の伝達 (職員 D から職員 H へメール)	3 月27日の本件委託事業者との協議を踏まえ、7,285万円からの増加要素を加味し、本市試 算を見直し 職員 H のメールには、「もはやほとんど見積ですね (標準積算はほとんどないです。)」と の記載あり 本市試算額：8,063万円
3月28日(火)	8,625万円の経費の支出について (財務会計システム)	決裁：大阪港湾局長 (事務専決規程第 3 条第 1 項第17号)
不明	業務委託設計書 (金入り) 8,063万円 (海務課から経営改革課へ提出)	設計・課長欄：海務課長 (海務課における決裁を確認できず)

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
3月30日(木)	事業請負契約請求書の提出 (海務課から経営改革課へ提出)	海務課から経営改革課へ契約請求依頼（海務課における決裁を確認できず）
3月30日(木)	発注決裁（文書管理システム）	決裁：大阪港湾局長 添付資料：事業請負契約請求書、業務委託設計書（金入り）等
3月30日(木)	事業請負申込書の受領	本件委託事業者から税抜き7,290万円の事業請負申込書の提出あり
■ 3月30日(木)	本件委託事業者との見積提出にかかるやり取り	職員 C からの見積提供依頼のメールを受けて、本件委託事業者に勤務する元職員から見直した見積書の提出あり 本件委託事業者見積額：8,119万円
□ 3月31日(金)	8,063万円の本市積算の総括表等の整理	職員 H と職員 D との間で特別職等への説明に向け整理 職員 D から職員 C あて整理後の資料にて説明することの伝達
3月31日(金)	執行伺（財務会計システム） 8,625万円	決裁：大阪港湾局長（事務専決規程第3条第1項第17号）
3月31日(金)	業者決定依頼書（財務会計システム） 8,625万円	決裁：海務課長
3月31日(金)	契約締結決裁（文書管理システム） 8,019万円	決裁：大阪港湾局長
3月31日(金)	支出負担行為決議（財務会計システム） 8,019万円	決裁：経営改革課長
3月31日(日)	業務完了通知書の受領・完了検査	本件委託事業者から業務完了通知書や業務実施報告書の提供 これを受けて、完了検査を実施。合格の検査結果通知書を交付
■ 4月2日(火)	曳航水葬作業費を見直した見積書の受領 (本件委託事業者から職員 D へメール)	曳航水葬作業費の修正に伴い、見積額を見直し 本件委託事業者見積額：9,089万円
4月10日(月)	支出命令（財務会計システム） 8,019万円	決裁：経営改革課長（市役所課長等専決規程第5条第4項）

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる本市試算推移表

※ 「①本市のみ」は単価・数量ともに標準積算ベース、「②本市＋見積」は、単価が本市（標準積算ベース）、数量が見積（または実績）、「③見積」は単価が見積、数量が見積（または実績）。1/26～3/3、3/15については、回航費として「曳船作業費」は共通仮設費の積上げにて計上

費用項目／日付	1月26日 ①本市のみ	1月26日 ②本市＋見積	1月26日 ③見積のみ	1月26日 合計	2月6日 ①本市のみ	2月6日 ②本市＋見積	2月6日 ③見積のみ	2月 6 日 合計	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市＋見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日① 案 1	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市＋見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日① 案 2
一般管理費（丸め後）	576,208	564,551	2,138,170	3,278,929	3,063,190	846,873	1,969,973	5,880,036	150,309	839,057	4,658,084	5,647,450	145,664	3,253,737	3,624,998	7,024,399
一般管理費（丸め前）	574,238	568,241	2,141,779	3,284,258	3,064,569	847,892	1,973,030	5,885,491	150,319	839,114	4,658,398	5,647,831	145,734	3,255,296	3,626,735	7,027,765
工事原価	2,713,792	2,685,449	10,121,830	15,521,071	15,516,810	4,293,127	9,990,027	29,799,964	757,277	4,227,272	23,468,001	28,452,550	754,316	16,849,362	18,771,923	36,375,601
現場管理費	525,074	519,589	1,958,405	3,003,068	2,868,612	793,675	1,846,868	5,509,155	140,451	784,027	4,352,581	5,277,059	137,490	3,071,161	3,421,589	6,630,240
純工事費	2,188,718	2,165,860	8,163,425	12,518,003	12,648,198	3,499,452	8,143,159	24,290,809	616,826	3,443,245	19,115,420	23,175,491	616,826	13,778,201	15,350,334	29,745,361
直接業務費計	0	1,881,462	7,238,008	9,119,470	0	3,078,262	7,238,008	10,316,270		3,032,085	8,050,300	11,082,385		3,032,085	13,805,100	16,837,185
曳船作業費																
運搬船作業費		1,269,195	743,708	2,012,903		2,465,995	743,708	3,209,703		2,495,343	561,000	3,056,343		2,495,343	4,021,000	6,516,343
港内運搬作業費		244,900	625,000	869,900		244,900	625,000	869,900		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900
荷役費		75,525	5,144,000	5,219,525		75,525	5,144,000	5,219,525			5,594,000	5,594,000			7,888,800	7,888,800
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842
土運船作業費等																
共通仮設費	2,188,718	284,398	925,417	3,398,533	12,648,198	421,190	905,151	13,974,539	616,826	411,160	11,065,120	12,093,106	616,826	10,746,116	1,545,234	12,908,176
共通仮設費（率）		228,598	879,417	1,108,015		365,390	859,151	1,224,541		355,360	943,495	1,298,855		329,284	1,499,234	1,828,518
共通仮設費（積上げ）	2,188,718	55,800	46,000	2,290,518	12,648,198	55,800	46,000	12,749,998	616,826	55,800	10,121,625	10,794,251	616,826	10,416,832	46,000	11,079,658
小計	3,290,000	3,250,000	12,260,000	18,800,000	18,580,000	5,140,000	11,960,000	35,680,000	907,586	5,066,329	28,126,085	34,100,000	899,980	20,103,099	22,396,921	43,400,000
消費税	329,000	325,000	1,226,000	1,880,000	1,858,000	514,000	1,196,000	3,568,000	90,759	506,633	2,812,608	3,410,000	89,998	2,010,310	2,239,692	4,340,000
総計	3,619,000	3,575,000	13,486,000	20,680,000	20,438,000	5,654,000	13,156,000	39,248,000	998,345	5,572,962	30,938,693	37,510,000	989,978	22,113,409	24,636,613	47,740,000

試算のポイント	・ 引船の規格1500PS1隻（回航費として共通仮設費で計上）→①本市に仕分け ・ 機材費（運搬船作業費・荷役費に含む）・清掃費・技術料は未計上 ・ 見積内容確認着手 【後に1500PSは水葬場所まで曳航できないことが判明】	・ 今回の水葬場所までの曳航には引船4000ps以上が必要、かつ、引船は 2 隻→単価表に記載のある4000ps 2 隻で計上（回航費として共通仮設費で計上）→①本市に仕分け ・ 機材費（運搬船作業費・荷役費に含む）・清掃費・技術料は未計上 ・ 見積内容確認中	・ 引船 2 隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上）→③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け ・ 300m3の土運船のえい航費は削除（右記同じ） ・ 機材費（運搬船作業費・荷役費に含む）・清掃費・技術料は未計上 ・ 見積内容確認できたものから追加	・ 引船単価は標準積算ベース（4000PS、2隻）とするが速度を実績に合わせる（9.3km/h→実績13.3km/n）（回航費として共通仮設費で計上） →②本市＋見積（単価「標準積算」、数量「実績」）に仕分け ・ 機材費は計上（確認中のものもあり） ・ 清掃費・技術料は未計上
---------	--	---	---	--

費用項目／日付	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市＋見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日② 案 1	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市＋見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日② 案 2	3月1日 ① 案 1	3月1日① 案2	3月1日 ② 案 1	3月1日 ② 案 2	3月 1 日 ①本市のみ	3月 1 日 ②本市＋見積	3月 1 日 ③見積のみ	3月1日③ 案 1
一般管理費（丸め後）	150,192	888,686	4,653,666	5,692,544	145,478	3,284,832	3,619,400	7,049,710	5,692,544	7,049,710	5,692,544	7,049,710	150,185	875,061	4,653,461	5,678,707
一般管理費（丸め前）	150,219	888,847	4,654,508	5,693,574	145,646	3,288,630	3,623,584	7,057,860					150,231	875,329	4,654,888	5,680,448
工事原価	757,154	4,480,077	23,460,225	28,697,456	754,255	17,030,712	18,765,323	36,550,290	28,697,456	36,550,290	28,697,456	36,550,290	757,215	4,411,941	23,462,137	28,631,293
現場管理費	140,328	830,320	4,348,025	5,318,673	137,429	3,103,077	3,419,131	6,659,637	5,318,673	6,659,637	5,318,673	6,659,637	140,389	817,984	4,349,937	5,308,310
純工事費	616,826	3,649,757	19,112,200	23,378,783	616,826	13,927,635	15,346,192	29,890,653	23,378,783	29,890,653	23,378,783	29,890,653	616,826	3,593,957	19,112,200	23,322,983
直接業務費計		3,218,085	8,050,300	11,268,385		3,218,085	13,805,100	17,023,185	11,268,385	17,023,185	11,268,385	17,023,185		3,218,085	8,050,300	11,268,385
曳船作業費																
運搬船作業費		2,681,343	561,000	3,242,343		2,681,343	4,021,000	6,702,343	3,242,343	6,702,343	3,242,343	6,702,343		2,681,343	561,000	3,242,343
港内運搬作業費		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900	1,414,900	1,414,900	1,414,900	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900
荷役費			5,594,000	5,594,000			7,888,800	7,888,800	5,594,000	7,888,800	5,594,000	7,888,800			5,594,000	5,594,000
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300	615,300	615,300	615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842	401,842	401,842	401,842	401,842		291,842	110,000	401,842
土運船作業費等																
共通仮設費	616,826	431,672	11,061,900	12,110,398	616,826	10,709,550	1,541,092	12,867,468	12,110,398	12,867,468	12,110,398	12,867,468	616,826	375,872	11,061,900	12,054,598
共通仮設費（率）		375,872	940,275	1,316,147		348,518	1,495,092	1,843,610	1,316,147	1,843,610	1,316,147	1,843,610		375,872	940,275	1,316,147
共通仮設費（積上げ）	616,826	55,800	10,121,625	10,794,251	616,826	10,361,032	46,000	11,023,858	10,794,251	11,023,858	10,794,251	11,023,858	616,826	0	10,121,625	10,738,451
小計	907,346	5,368,763	28,113,891	34,390,000	899,733	20,315,544	22,384,723	43,600,000	34,390,000	43,600,000	34,390,000	43,600,000	907,400	5,287,002	28,115,598	34,310,000
消費税	90,735	536,876	2,811,389	3,439,000	89,973	2,031,555	2,238,472	4,360,000	3,439,000	4,360,000	3,439,000	4,360,000	90,740	528,700	2,811,560	3,431,000
総計	998,081	5,905,639	30,925,280	37,829,000	989,706	22,347,099	24,623,195	47,960,000	37,829,000	47,960,000	37,829,000	47,960,000	998,140	5,815,702	30,927,158	37,741,000

（2月28日②案1、案2と同じ）

試算のポイント	・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上） →③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け ・機材費・清掃費・技術料は未計上 ・見積内容確認できたものから追加 ・その他：運搬船作業費の船員の費用を一旦見直し	・引船単価は標準積算ベース（4000PS、2隻）とするが速度を実績に合わせる（9.3km/h→実績13.3km/n）（回航費として共通仮設費で計上） →②本市＋見積（単価「標準積算」、数量「実績」）に仕分け ・機材費は計上（確認中のものもあり） ・清掃費・技術料は未計上 ・その他：船団指揮は削除（これ以降同じ）		・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上） →③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け ・機材費・清掃費・技術料は未計上 ・見積内容確認できたものから追加
---------	--	--	--	---

費用項目／日付	3月1日③ 案 1	3月 1日③ ①本市のみ	3月1日③ ②本市＋見積	3月1日③ ③見積のみ	3月1日③ 案 2	3月3日 案 1	3月3日 ①本市のみ	3月3日 ②本市＋見積	3月3日 ③見積のみ	3月3日 案 2	3月10日 ①本市のみ	3月10日 ②本市＋見積	3月10日 ③見積のみ	3 月10日 合計
一般管理費（丸め後）	5,678,707	145,695	842,434	6,004,656	6,992,785	5,678,707	145,756	842,791	6,022,911	7,011,458	140,495	845,707	9,190,180	10,176,382
一般管理費（丸め前）		145,821	843,165	6,009,866	6,998,853		145,821	843,165	6,025,588	7,014,574	138,059	848,110	9,198,914	10,185,083
工事原価	28,631,293	754,378	4,361,955	31,090,882	36,207,215	28,631,293	754,378	4,361,955	31,172,209	36,288,542	749,505	4,604,293	49,939,820	55,293,618
現場管理費	5,308,310	137,552	795,352	5,669,065	6,601,969	5,308,310	137,552	795,352	5,683,894	6,616,798	132,679	815,063	8,840,470	9,788,212
純工事費	23,322,983	616,826	3,566,603	25,421,817	29,605,246	23,322,983	616,826	3,566,603	25,488,315	29,671,744	616,826	3,789,230	41,099,350	45,505,406
直接業務費計	11,268,385		3,218,085	13,805,100	17,023,185	11,268,385		3,218,085	13,865,100	17,083,185	0	3,468,085	37,616,100	41,084,185
曳船作業費													23,734,000	23,734,000
運搬船作業費	3,242,343		2,681,343	4,021,000	6,702,343	3,242,343		2,681,343	4,081,000	6,762,343		2,931,343	4,098,000	7,029,343
港内運搬作業費	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900
荷役費	5,594,000			7,888,800	7,888,800	5,594,000			7,888,800	7,888,800			7,888,800	7,888,800
養生資材費	615,300			615,300	615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費	401,842		291,842	110,000	401,842	401,842		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842
土運船作業費等														
共通仮設費	12,054,598	616,826	348,518	11,616,717	12,582,061	12,054,598	616,826	348,518	11,623,215	12,588,559	616,826	321,145	3,483,250	4,421,221
共通仮設費（率）	1,316,147		348,518	1,495,092	1,843,610	1,316,147		348,518	1,501,590	1,850,108		321,145	3,483,250	3,804,395
共通仮設費（積上げ）	10,738,451	616,826	0	10,121,625	10,738,451	10,738,451	616,826	0	10,121,625	10,738,451	616,826			616,826
小計	34,310,000	900,073	5,204,389	37,095,538	43,200,000	34,310,000	900,134	5,204,746	37,195,120	43,300,000	890,000	5,450,000	59,130,000	65,470,000
消費税	3,431,000	90,007	520,439	3,709,554	4,320,000	3,431,000	90,013	520,475	3,719,512	4,330,000	89,000	545,000	5,913,000	6,547,000
総計	37,741,000	990,080	5,724,828	40,805,092	47,520,000	37,741,000	990,147	5,725,221	40,914,632	47,630,000	979,000	5,995,000	65,043,000	72,017,000
	3月1日③ 案 1 と同じ					3月1日③ 案 1 と同じ								
試算のポイント		・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上）→③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け ・機材費は計上（確認中のもの含む） ・清掃費・技術料は未計上					・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上）→③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け ・機材費は計上（確認中のもの含む） ・清掃費・技術料は未計上				・引船は見積単価、日数を2日で試算。水葬する作業は本来業務であるため、共通仮設費ではなく直接業務費として計上→③見積のみに仕分け ・機材費は計上（確認中のもの含む） ・技術料を計上			

費用項目／日付	3月14日 ①本市のみ	3月14日 ②本市＋見積	3月14日 ③見積のみ	3月14日① 合計	3月14日 ①本市のみ	3月14日 ②本市＋見積	3月14日 ③見積のみ	3月14日② 合計	3月15日 ①本市のみ	3月15日 ②本市＋見積	3月15日 ③見積のみ	3月15日
一般管理費（丸め後）	3,470,413	866,742	4,264,295	8,601,450	3,521,111	902,811	3,432,997	7,856,919	150,352	3,380,776	2,038,667	5,569,795
一般管理費（丸め前）	3,462,759	876,208	4,267,952	8,606,919	3,514,513	910,054	3,436,049	7,860,616	150,583	3,385,980	2,041,805	5,578,368
工事原価	18,389,587	4,653,258	22,665,705	45,708,550	18,448,889	4,777,189	18,037,003	41,263,081	757,462	17,032,091	10,270,652	28,060,205
現場管理費	3,298,838	834,730	4,065,914	8,199,482	3,333,044	863,064	3,258,631	7,454,739	140,636	3,162,310	1,906,929	5,209,875
純工事費	15,090,749	3,818,528	18,599,791	37,509,068	15,115,845	3,914,125	14,778,372	33,808,342	616,826	13,869,781	8,363,723	22,850,330
直接業務費計	13,207,340	3,484,377	13,911,808	30,603,525	13,207,340	3,565,427	13,461,808	30,234,575		3,138,135	7,480,300	10,618,435
曳船作業費	13,207,340		46,000	13,253,340	13,207,340		46,000	13,253,340				
運搬船作業費		2,947,635	4,081,708	7,029,343		2,947,635	4,081,708	7,029,343		2,681,343	561,000	3,242,343
港内運搬作業費		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900		201,500	1,050,000	1,251,500
荷役費			7,888,800	7,888,800		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	5,144,000	5,225,050
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842		174,242	110,000	284,242
土運船作業費等												
共通仮設費	1,883,409	334,151	4,687,983	6,905,543	1,908,505	348,698	1,316,564	3,573,767	616,826	10,731,646	883,423	12,231,895
共通仮設費（率）	1,266,583	334,151	1,627,631	3,228,365	1,291,679	348,698	1,316,564	2,956,941		370,614	883,423	1,254,037
共通仮設費（積上げ）	616,826		3,060,352	3,677,178	616,826			616,826	616,826	10,361,032		10,977,858
小計	21,860,000	5,520,000	26,930,000	54,310,000	21,970,000	5,680,000	21,470,000	49,120,000	907,814	20,412,867	12,309,319	33,630,000
消費税	2,186,000	552,000	2,693,000	5,431,000	2,197,000	568,000	2,147,000	4,912,000	90,781	2,041,287	1,230,932	3,363,000
総計	24,046,000	6,072,000	29,623,000	59,741,000	24,167,000	6,248,000	23,617,000	54,032,000	998,595	22,454,154	13,540,251	36,993,000

試算のポイント	・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。直接業務費に計上）→①本市に仕分け ・機材費は計上（確認中のもの含む） ・技術料を計上	・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。水葬作業は本来業務であるため直接業務費に計上）→①本市に仕分け ・機材費は計上（確認中のもの含む）	・引船単価は標準積算ベース（4000PS、2隻）とするが速度を実績に合わせる（9.3km/h→実績13.3km/h）（回航費として共通仮設費で計上） →回航費②本市＋見積（単価「標準積算」、数量「実績」）に仕分け 【3/14弁護士相談を踏まえ、標準積算に数か所変更】
---------	--	---	--

費用項目／日付	3月16日 案1 ①本市のみ	3月16日 案1 ②本市＋見積	3月16日 案1 ③見積のみ	3月16日 案1 合計	3月16日 案2 ①本市のみ	3月16日 案2 ②本市＋見積	3月16日 案2 ③見積のみ	3月16日 案2 合計	3月23日 ①本市のみ	3月23日 ②本市＋見積	3月23日 ③見積のみ	3月23日 合計
一般管理費（丸め後）	3,892,984	762,433	2,005,366	6,660,783	3,779,385	737,975	3,434,552	7,951,912	467,116	953,742	3,694,002	5,114,860
一般管理費（丸め前）	3,885,530	769,746	2,013,976	6,669,252	3,775,587	747,871	3,437,950	7,961,408	472,694	955,532	5,120,165	6,548,391
工事原価	19,977,016	3,957,567	10,354,634	34,289,217	19,850,615	3,932,025	18,075,448	41,858,088	2,352,884	4,756,258	45,275,998	52,385,140
現場管理費	3,657,259	724,524	1,895,656	6,277,439	3,583,619	709,846	3,263,149	7,556,614	439,815	889,067	3,435,134	4,764,016
純工事費	16,319,757	3,233,043	8,458,978	28,011,778	16,266,996	3,222,179	14,812,299	34,301,474	1,913,069	3,867,191	41,840,864	47,621,124
直接業務費計	14,259,836	2,935,927	7,681,600	24,877,363	14,259,836	2,935,927	13,496,400	30,692,163	1,728,000	2,935,927	40,395,400	45,059,327
曳船作業費	14,259,836			14,259,836	14,259,836			14,259,836	1,728,000		26,899,000	28,627,000
運搬船作業費		2,680,635	560,800	3,241,435		2,680,635	4,080,800	6,761,435		2,680,635	4,080,800	6,761,435
港内運搬作業費			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500
荷役費		81,050	5,144,000	5,225,050		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	7,438,800	7,519,850
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242
土運船作業費等												
共通仮設費	2,059,921	297,116	777,378	3,134,415	2,007,160	286,252	1,315,899	3,609,311	185,069	931,264	1,445,464	2,561,797
共通仮設費（率）	1,443,095	297,116	777,378	2,517,589	1,390,334	286,252	1,315,899	2,992,485	185,069	314,438	1,445,464	1,944,971
共通仮設費（積上げ）	616,826			616,826	616,826			616,826		616,826	0	616,826
小計	23,870,000	4,720,000	12,360,000	40,950,000	23,630,000	4,670,000	21,510,000	49,810,000	2,820,000	5,710,000	48,970,000	57,500,000
消費税	2,387,000	472,000	1,236,000	4,095,000	2,363,000	467,000	2,151,000	4,981,000	282,000	571,000	4,897,000	5,750,000
総計	26,257,000	5,192,000	13,596,000	45,045,000	25,993,000	5,137,000	23,661,000	54,791,000	3,102,000	6,281,000	53,867,000	63,250,000

試算のポイント	・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。直接業務費に計上）→①本市に仕分け ・機材費：未計上	・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。直接業務費に計上）→①本市に仕分け ・機材費は計上（確認中のもの含む） ※3/14②の微修正	・引船はタグセンターの公表料金で算出（4500psは4000psとして算出。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金（見積）」数量「実績」）に仕分け ・機材費は計上
---------	--	---	---

費用項目／日付	3月24日 ①本市のみ	3月24日 ②本市＋見積	3月24日 ③見積のみ	3月24日 合計	3月27日 ①本市のみ	3月27日 ②本市＋見積	3月27日 ③見積のみ	3月27日 合計	3月28日 ①本市のみ	3月28日 ②本市＋見積	3月28日 ③見積のみ	3月28日 合計	3月31日
一般管理費（丸め後）	455,595	998,434	4,694,127	6,148,156	455,786	998,851	4,729,830	6,184,467	585,525	699,838	5,939,407	7,224,770	7,224,770
一般管理費（丸め前）	460,676	1,002,457	4,689,840	6,152,973	460,170	1,001,355	4,724,041	6,185,566	593,761	706,506	5,926,275	7,226,542	
工事原価	2,344,405	5,101,566	50,765,873	58,211,844	2,344,214	5,101,149	52,600,170	60,045,533	3,084,475	3,670,162	59,320,593	66,075,230	
現場管理費	431,854	939,741	4,396,426	5,768,021	431,663	939,324	4,431,398	5,802,385	560,974	667,493	5,599,029	6,827,496	6,827,496
純工事費	1,912,551	4,161,825	46,369,447	52,443,823	1,912,551	4,161,825	48,168,772	54,243,148	2,523,501	3,002,669	53,721,564	59,247,734	
直接業務費計	1,728,000	3,202,927	40,395,400	45,326,327	1,728,000	3,202,927	42,031,150	46,962,077	1,728,000	2,721,287	46,189,150	50,638,437	50,638,437
曳船作業費	1,728,000		26,899,000	28,627,000	1,728,000		28,534,750	30,262,750	1,728,000		28,534,750	30,262,750	30,232,750
運搬船作業費		2,947,635	4,080,800	7,028,435		2,947,635	4,080,800	7,028,435		2,465,995	8,238,800	10,704,795	
港内運搬作業費			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500	1,251,500
荷役費		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	7,438,800	7,519,850	8,135,150
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300	
方塊運搬費		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242	284,242
土運船作業費等													10,704,795
共通仮設費	184,551	958,898	5,974,047	7,117,496	184,551	958,898	6,137,622	7,281,071	795,501	281,382	7,532,414	8,609,297	8,609,297
共通仮設費（率）	184,551	342,072	1,441,415	1,968,038	184,551	342,072	1,441,415	1,968,038	178,675	281,382	1,825,464	2,285,521	
共通仮設費（積上げ）		616,826	4,532,632	5,149,458		616,826	4,696,207	5,313,033	616,826		5,706,950	6,323,776	
小計	2,800,000	6,100,000	55,460,000	64,360,000	2,800,000	6,100,000	57,330,000	66,230,000	3,670,000	4,370,000	65,260,000	73,300,000	73,300,000
消費税	280,000	610,000	5,546,000	6,436,000	280,000	610,000	5,733,000	6,623,000	367,000	437,000	6,526,000	7,330,000	7,330,000
総計	3,080,000	6,710,000	61,006,000	70,796,000	3,080,000	6,710,000	63,063,000	72,853,000	4,037,000	4,807,000	71,786,000	80,630,000	80,630,000
													3月28日と同じ

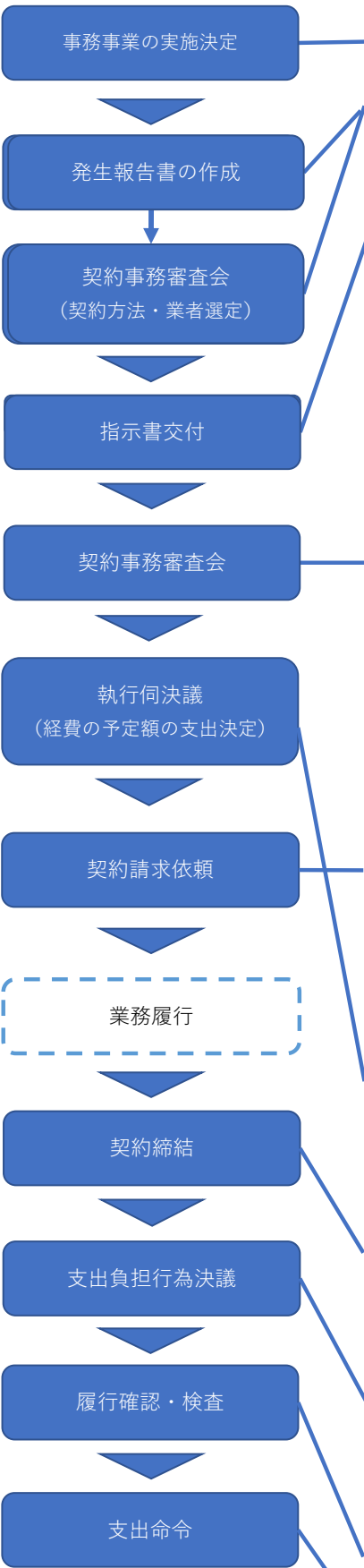
試算のポイント	・引船はタグセンターの公表料金で算出（4500psは4000psとして計上。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金（見積）」数量「実績」）に仕分け ・機材費は計上 ・技術料を計上 【3/24弁護士相談参考資料】	・引船はタグセンターの公表料金（なお、4500PSは換算値。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金等（見積）」数量「実績」）に仕分け ・機材費を計上 ・技術料を計上 【3/27PM交渉時】	・引船はタグセンターの公表料金（なお、4500PSは換算値。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金等（見積）」数量「実績」）に仕分け ・機材費は計上 ・技術料を計上 ・清掃費を計上 【3/27PM交渉後、最終】
---------	---	--	--

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事業者積算推移表

費用項目／日付	1月25日	2月1日	2月27日	3月30日	4月2日
直接業務費計	65,347,980	48,749,873	53,382,612	51,720,245	59,011,145
曳船作業費	23,814,000				
鯨運搬船曳航/警戒指揮/水葬作業費		22,827,000			
曳航水葬作業費			27,035,000	27,086,800	34,377,700
運搬船作業費	29,420,000				
鯨海中沈下作業費		23,174,854	23,599,593	21,885,426	21,885,426
港内運搬作業費	2,260,000	1,909,230	1,909,230	1,909,230	1,909,230
荷役費	8,677,680				
他社調整業務		278,789	278,789	278,789	278,789
養生資材費	615,300				
方塊運搬費	561,000	560,000	560,000	560,000	560,000
現場管理費	6,534,798	7,312,481	5,338,261	5,172,025	5,901,115
	(直接業務費の) 10%	(直接業務費の) 15%	(直接業務費の) 10%	(直接業務費の) 10%	(直接業務費の) 10%
業務原価		56,062,354	58,720,873	56,892,270	64,912,260
一般管理費	6,534,798	8,409,353	5,872,087	5,689,227	6,491,226
	(直接業務費の) 10%	(業務原価の) 15%	(業務原価の) 10%	(業務原価の) 10%	(業務原価の) 10%
業務価格		64,471,708	64,592,961	62,581,497	71,403,486
コンサル設計費			1,941,775	1,941,775	1,941,775
他社支払額		9,292,980	9,292,980	9,292,980	9,292,980
調整	-7,576	-4,688	-7,716	-6,252	-4,771
小計	78,410,000	73,760,000	75,820,000	73,810,000	82,633,470
消費税	7,841,000	7,376,000	7,582,000	7,381,000	8,263,347
総計	86,251,000	81,136,000	83,402,000	81,191,000	90,896,817

契約事務手続きの経過

【事務フローチャート】
(緊急による5号随意契約＝発生報告書)



【本件の事務手続き】			
日付	概要	詳細	問題点
	(事務事業の実施決定)		・「事務フローチャート（緊急による5号随意契約＝発生報告書）」によると期初となっているものの、実施決定の決裁文書が確認できなかった
R5.1.16	契約事務審査会	大阪港湾局業務委託発生報告書にて、契約相手方や選定方法等を書面審議	－
R5.1.17	市長・副市長による意思決定	他海域（紀伊水道沖）への移動、海底沈下という処理方法を決定	－
R5.1.17	緊急業務委託施工指示書の交付（大阪港湾局から本件委託事業者）	緊急業務委託施工指示書の交付	・摘要欄に「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、決裁文書には別紙仕様書の添付が確認できなかった
R5.1.17	緊急業務委託施工請書の提出（本件委託事業者から大阪港湾局）	緊急業務委託施工請書の大阪港湾局への提出	・摘要欄に「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、別紙仕様書の添付なし ・収入印紙貼付なし
R5.1.17	再委託承諾申請書の提出（本件委託事業者から大阪港湾局） 再委託承諾書の交付（大阪港湾局から本件委託事業者）	申請を受け、本件委託事業者が4者へ再委託することを承諾	・令和5年1月17日付けの再委託承諾申請書であるが、添付の業者見積書は同年1月末に提出されたものであり、書類全体としての整合が取れていない
R5.1.19	クジラ水葬	紀伊水道沖にて沈下処理	－
R5.1.31	契約事務審査会	随意契約理由書の審議	・随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が審議資料として盛り込まれている形跡がないため、説明責任を果たすための審議資料として不十分
R5.3.28	8,625万円の経費の支出について（財務会計システム）	決裁：大阪港湾局長（事務専決規程第3条第1項第17号）	・案件概要（仕様書等）や支出予定額（明細・見積等）の根拠資料の添付が確認できなかった ・事業実施の伺いと整理し、令和5年3月31日付け執行伺決議と差別化を図るつもりであったが、結果的に両者に大きな違いがなくなったことから、意思決定の内容が不明確
不明	業務委託設計書（金入り） 8,063万円 （海務課から経営改革課へ提出）	設計・課長欄：海務課長 （海務課における決裁を確認できず）	・積算の根拠となる見積書の一部が存在しないまま作成 ・意思決定にかかる決裁文書の存在が確認されず、本来なされるべき照査の記録がない業務委託設計書（金入り）のみが保管されている状況を確認
R5.3.30	事業請負契約請求書の提出 （海務課から経営改革課へ提出）	海務課から経営改革課へ契約請求依頼 （海務課における決裁を確認できず）	・本来は、業者決定依頼書（財務会計システム）決裁の後依頼するべきところ、別様式「事業請負契約請求書」で依頼 ・本来作成されているべき決裁文書が確認できなかった
R5.3.30	発注決裁（文書管理システム）	決裁：大阪港湾局長 添付資料：事業請負契約請求書、業務委託設計書（金入り）等	－
R5.3.30	事業請負申込書の受領	本件委託事業者から税抜き7,290万円の事業請負申込書の提出あり	－
R5.3.31	執行伺（財務会計システム） 8,625万円	決裁：大阪港湾局長（事務専決規程第3条第1項第17号）	・案件概要（仕様書等）や支出予定額（明細・見積等）の根拠資料の添付が確認できなかった
R5.3.31	業者決定依頼書（財務会計システム） 8,625万円	決裁：海務課長	・標題、添付書類が「経費の支出」となっており、意思決定の内容が不明確 ・決裁日が令和5年3月31日となっているが、経営改革課へは令和5年3月30日に別様式「事業請負契約請求書」で依頼済み（本来作成されているべき決裁文書が確認できなかった）
R5.3.31	契約締結決裁（文書管理システム） 8,019万円	決裁：大阪港湾局長	－
R5.3.31	支出負担行為決議（財務会計システム） 8,019万円	決裁：経営改革課長	・大阪港湾局長専決にもかかわらず、支出を決定した決裁は「経営改革課長」を決裁権者として完了しており、「大阪市事務専決規程」等の適用を誤っている 【大阪港湾局長専決権の一部委譲に関する内規】 4 総務部長の専決できる事項 (1) 1件30,000,000円以下の工事の施行に伴う経費の支出決定に関すること (2) 第1号に掲げるものを除くほか、1件20,000,000円以下の経費の支出決定に関すること 10 経営改革課長の専決できる事項 (1) 1件5,000,000円以下の経費の支出決定に関すること
R6.3.31	業務完了通知書の受領・完了検査	本件委託事業者から業務完了通知書や業務実施報告書の提供これを受けて、完了検査を実施。合格の検査結果通知書を交付	・検査調書の添付資料が不明確 ・検査記録書（裏面）書類関係欄に鉛筆書きの箇所あり
R5.4.10	支出命令（財務会計システム） 8,019万円	決裁：経営改革課長（市役所課長等専決規程第5条第4項）	－
	令和5年3月31日、本市職員より事業者あて、委託契約に関して1月17日付けで書類提出するよう依頼	業務着手通知書、業務工程表、業務責任者通知書、「受注者に所属することを証する書面」届出書	・遡った日付での書類提出依頼は、適正ではない

調査の経過（指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局））

月 日	経過
2月19日(月)	調査開始 調査資料の受理
2月20日(火)	関係者へのヒアリング
2月21日(水)	関係者へのヒアリング
2月22日(木)	関係者へのヒアリング
2月26日(月)	調査状況報告（第199回大阪市入札等監視委員会）
3月5日(火)	関係者へのヒアリング
3月6日(水)	関係者へのヒアリング
3月7日(木)	関係者へのヒアリング
3月12日(火)	関係者へのヒアリング
3月14日(木)	関係者へのヒアリング
3月15日(金)	関係者へのヒアリング
3月19日(火)	追加資料の受理（2月19日以降、断続的に大阪港湾局から提出あり） 大阪港湾局と調整した追加資料の最終提出期限日
3月22日(金)	関係者へのヒアリング
3月25日(月)	関係者へのヒアリング
3月26日(火)	関係者へのヒアリング
3月27日(水)	関係者へのヒアリング
3月28日(木)	追加資料の受理 関係者へのヒアリング
3月29日(金)	関係者へのヒアリング
4月4日(木)	追加資料の受理
4月11日(木)	追加資料の受理
4月18日(木)	関係者へのヒアリング
4月23日(火)	追加資料の受理 関係者へのヒアリング
4月26日(金)	調査終了 （参考）住民監査請求の結果公表
5月22日(水)	調査報告（第200回大阪市入札等監視委員会）